

# 宇治市第4次防犯推進計画

令和3年3月

宇治市

## はじめに



犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりは、市民の皆様共通の願いです。宇治市では、「安全で市民が安心して生活することができるまちづくり」を目的に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を平成16年に施行し、条例に基づき、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「宇治市防犯推進計画」を平成18年に策定し、取組の進捗や社会情勢等を反映しながら5年ごとに見直してまいりました。これらの計画の下、各小学校区には安全管理団体が組織化され、児童・生徒の登下校時における見守り活動が定着するとともに、防犯カメラの設置をはじめ、防犯に関する様々な取組を市民や事業者の皆様、関係機関等と連携しながら行ってまいりました。引き続き、高齢者等の特殊詐欺被害防止への対策や情報化社会に対応した子どもの安全対策など、犯罪や非行が起こりにくい地域環境づくりに向けた取組を推進してまいります。また、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年に施行し、相談窓口の設置や被害に遭われた方等への見舞金の支給など犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいりましたが、さらなる支援の充実や理解の促進に向けて、関係機関等との一層の連携を図ってまいります。

一方で、刑法犯認知件数については減少傾向にあるものの、検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、犯罪等をした人を既存の支援施策へ適切につなげられる体制の構築や犯罪等をした人への理解を深めるための取組など、再犯防止対策を関係機関等と連携を図りながら推進してまいります。

今後も、市民や事業者の皆様、関係機関等との連携を図りながら、計画に基づく施策を着実に推し進めていくことにより、安全で市民の皆様が安心して生活することができるまちをつくりあげてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました宇治市防犯推進計画改定委員会委員の皆様、並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

宇治市長 松村 淳子

## 目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画改定の背景	
2	計画の位置付け	
3	計画の方向性	
4	計画期間	
第2章	安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	6
1	基本目標	
2	地域における防犯活動の推進	
3	子どもの安全の確保	
4	少年の非行・犯罪被害等の予防	
5	高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	
第3章	再犯防止施策の推進	15
1	基本目標	
2	互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	
3	非行少年等への支援	
4	本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	
5	更生に向けた支援に適切につなぐために	
第4章	犯罪被害者等に対する支援の充実	22
1	基本目標	
2	犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	
3	個々の事情に応じた支援	
4	関係機関と連携した取組の実施	
5	犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	
第5章	計画の推進	26
1	安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	
2	再犯防止施策の推進	
3	犯罪被害者等に対する支援の充実	

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の背景

#### (1) 条例制定とそれ以降の取組

本市では、地域における犯罪を未然に防止するため、市民、事業者、本市及び関係機関等が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の安全を確保するための施策を推進することにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした「宇治市安全・安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）を平成16年4月1日に施行しました。

「宇治市防犯推進計画」は、この条例に基づき、本市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年4月に策定、平成23年4月に改定、前回は平成28年度から令和2年度までの計画として改定し、この計画を具体化するための取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

#### (2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

##### ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯認知件数は、平成8年から平成14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、令和元年は約75万件と対前年でマイナス8.4%となっています。

京都府においても同様に、平成14年（65,082件）をピークとして減少傾向にあり、令和元年には15,136件と対前年でマイナス10%となっています。

本市においても、全国・京都府同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と対前年でマイナス13.3%となっています。

##### イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

近年、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

#### ウ. 本市の状況・特性

本市における刑法犯認知件数は全国や京都府と同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と第3次防犯推進計画を策定した平成28年から369件の減少となりましたが、市民が身近に不安を感じる侵入盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約2割が自転車盗などの乗り物盗が占めています。

また、令和元年中、京都府内では高齢者等をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数は206件と前年度より51件減少したものの、被害金額が約3億円と犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案やSNS等の利用増加に伴う新たな犯罪等も懸念されています。

#### エ. 本市の考え方

本市では、平成15年12月に市内小学校において、また平成17年12月には市内学習塾において、児童が被害者となる痛ましい事件が起きたことを契機として、子どもや地域の見守り活動等を行う安全管理団体が全ての市内小学校区に設置されています。近年の刑法犯認知件数の減少は警察力の充実とともに、このような安全管理団体に代表される防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化や市の補助金を活用した町内会等による防犯カメラの設置、事業者と連携した防犯カメラの設置など、社会が一体となって防犯対策に取り組んでいることが相乗効果を発揮しているものと考えられます。

しかしながら、地域防犯活動もメンバーの高齢化による減少や固定化等の課題を抱えています。様々な世代の防犯活動への参加や多様な層の横断的かつ縦断的な連携により、様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

#### 「安全管理団体」とは？

子どもや地域の安全を見守る地域防犯組織であり、本市では、小学校区ごとに設置されています。各団体では地域の実情に合わせた様々な取組を実施されています。

### (3) 再犯防止に関する状況

#### ア. 再犯防止に関する社会情勢

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成18年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降一貫して上昇傾向にあり、平成30年は現在と同じ統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.8%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する人の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成29年12月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

#### イ. 本市の考え方

本市においては、これまでから保護司会等との連携により再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「安全で市民が安心して生活できるまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、犯罪等をした人が多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

### (4) 犯罪被害者等支援に関する状況

#### ア. 犯罪被害者等に関する社会情勢

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る可能性がある中、平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が5年ごとの見直しを経て、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。

---

## イ. 本市の考え方

本市においては、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年4月1日に施行し、見舞金の給付やホンデリング事業など犯罪被害者等や関係団体に対する支援を行ってきました。引き続き、犯罪被害者等に対する社会の理解を深め、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、総合的かつ継続的な支援が必要であると考えています。

---

## 2 計画の位置付け

### (1) 宇治市安全・安心まちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で市民が安心して生活できるまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪に遭ってしまった被害者を置き去りにしないように、「犯罪被害者等基本法」や「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づいて本市の状況に応じた支援施策に取り組み、併せて、犯罪等をした人が社会において孤立することなく市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、安全で市民が安心して生活できるよう、条例第5条の規定に基づき計画を策定します。

### (2) 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画

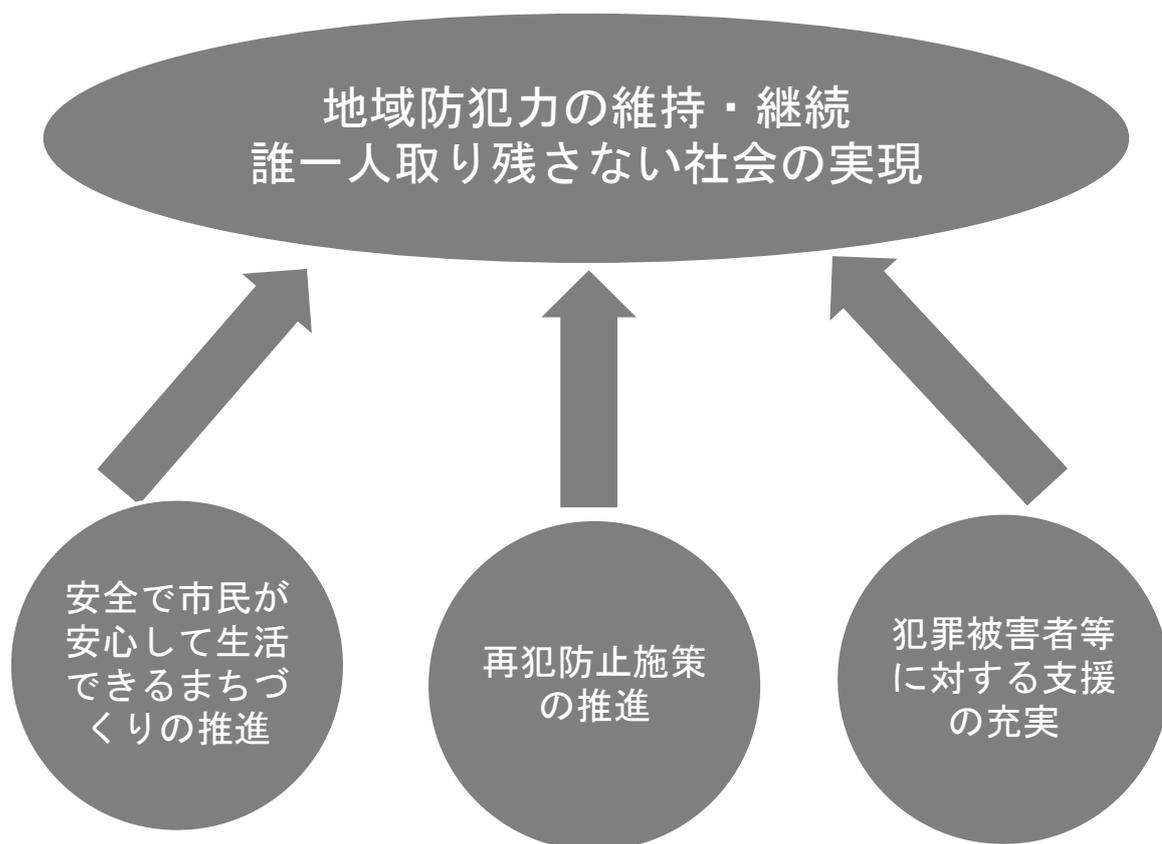
本計画第3章「再犯防止施策の推進」については、本市における再犯防止に係る現状や課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

---

## 3 計画の方向性

市民一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」という意識で積み重ねてきた防犯活動を引き続き推進するとともに、犯罪被害者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。そしてこれら従来からの取組等に対する課題を整理し、再犯防止という新たな内容を計画に取り入れることで、「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を推進します。

計画の方向性のイメージ図



4 計画期間

---

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

## 第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

### 1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、市民の安全に対する意識を高めるとともに、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって犯罪や非行が起こりにくい地域環境づくりを推進します。

### 2 地域における防犯活動の推進

#### (1) 現状と課題

全ての市内小学校区に設置された安全管理団体や防犯ボランティアによる「子どもや地域の見守り活動」は着実に効果をあげていますが、近年、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足等が課題となっています。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等によりこれまでの取組や新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

#### (2) 具体的施策

地域防犯力は地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、安全管理団体や防犯ボランティアによる地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、事業者や大学など様々な主体による自主防犯活動の促進や、情報発信等により、これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するための取組を推進します。

#### ①安全・安心まちづくり推進会議の開催

市内各小学校区の安全管理団体、防犯協会や防犯推進委員連絡協議会などの防犯関係団体、行政で構成される安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、それぞれの団体が抱える課題の解決につなげていきます。

#### ②安全・安心まちづくり補助金の交付

各安全管理団体が地域の特性を活かして行う防犯活動に対し、継続して支援を行います。

### ③青色防犯パトロールの実施

本市では、青色回転灯を装備した公用車を12台保有しており（令和2年12月末現在）、定期的なパトロールのほか、刃物を持った不審者がいる等の緊迫した状況の際には、即時に青色防犯パトロール車を運行しています。

また、行政のほか、町内会などの地域や少年補導委員会・防犯推進委員連絡協議会などの団体等においても青色防犯パトロールに取り組んでいただいております。（令和2年12月末現在29台登録）地域の状況に応じた、より効果的なパトロールが行われています。

引き続き地域や団体等と連携しながら、青色防犯パトロールを実施します。



青色防犯パトロールの様子（岡屋小学校）

### ④「ながら」防犯パトロールの推進

地域防犯活動は「息の長い」活動となることが重要です。「できる人ができる時にできることから」を基本に行うことが必要となる中で、ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールをより一層推進します。

### ⑤防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

京都府が実施している「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等について積極的に推薦するほか、同じく京都府が実施している活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援について積極的に広報していきます。

### ⑥高校や大学等との連携による防犯活動の促進

本市内の高校や大学等と連携し、学生向けの防犯情報の広報啓発を行います。

### ⑦ 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催

広報誌「市政だより」やホームページを活用し、自転車盗などの身近な犯罪の被害に遭わないための情報等について積極的に広報啓発を行うとともに、市民安全・安心推進旬間（7月10日から19日まで、12月10日から19日まで）に合わせて、「防犯講演会」等を開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く市民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。



防犯講演会の様子

### ⑧ 防犯関係情報の効果的な発信

京都府が配信している「防災・防犯情報メール配信システム」の活用や、本市に入ってきた不審者に関する情報等を関係部局と共有し、適宜保護者等に配信するなど、市民の自主防犯意識の高揚を図ります。



「京都府防災・防犯情報メール配信システム」  
登録用QRコード（読取り後、メールを送信）

### ⑨ 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の活用

市内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースが配信される「京すぐメール」への登録を勧めます。



「京すぐメール」  
登録用QRコード（読取り後、メールを送信）

#### ⑩防犯カメラの設置や防犯カメラ設置事業補助金の交付

防犯カメラの設置により市民の体感治安の向上や犯罪抑止効果が期待できることから、本市では、平成26年度から平成30年度にかけて市内の駅周辺や主要幹線道路等に防犯カメラを設置しています。また、平成30年度からは事業者と連携した防犯カメラ付自動販売機の設置に加え、地域によって起こりやすい犯罪は様々であることから、地域の実情やニーズに応じた防犯カメラの設置ができるよう、町内会等が防犯カメラを設置する場合に補助金を交付しています。令和2年度には災害発生時の早期対応も目的に含めた防災・防犯カメラの設置を行っています。今後は学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラの設置について、教育委員会と連携して取り組むなど、地域の防犯環境の整備を進めます。

一方、宇治警察署では町内会等の会議等で犯罪発生状況を基にした防犯カメラの有用性や必要性の周知、町内会等が防犯カメラを設置する際の設置箇所に関する相談に応じられていることから、本市ではそのような活動の広報等を通じて、町内会等による防犯カメラの設置へとつながるよう努めるなど、引き続き、防犯カメラの設置による体感治安の向上や地域の防犯環境の整備促進に努めます。

#### ⑪管理不全な空き家等への対応

本市では、平成27年1月に「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を施行、平成31年3月には「宇治市空き家等対策計画」を策定し、管理不全な空き家等を発生させない取組として固定資産税納税通知への啓発チラシの同封や空き家情報誌の発行を行っているほか、市民等から管理不全な空き家等に関する相談があった場合については、所有者等を調査した上で注意喚起等を実施しています。適正な管理がなされず、放置された空き家等は衛生面や防災・防犯面でも周辺に悪影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き所有者等に対し適正な管理を促します。

### 3 子どもの安全の確保

#### (1) 現状と課題

子どもは犯罪の被害者となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、本市においても声かけ事案等が発生しています。子どもが防犯に対する意識を身に付けるための防犯教室等を実施するとともに、通学路等における防犯環境の整備や見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。また、情報化社会に対応した子どもの安全対策についても求められています。

#### (2) 具体的施策

子どもの防犯意識の向上を図るとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安全・安心の確保のための取組を推進します。

##### ①子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して学習するための体験型地域安全マップ作りや、声かけされた際の対応（ついていかない、すぐ逃げるなど）を学習するための防犯教室の開催など、各校区で実施する子どもの危機回避能力向上に向けた取組を促進します。

##### ②子ども見守りボランティアへの支援の実施

本市の安全・安心まちづくり補助金の交付や子どもの登下校の見守りを行う方へのボランティア保険の加入、資機材の提供など京都府が実施する支援制度の情報提供などで活動を支援します。

##### ③「宇治市子どもの安全を守るネットワーク会議」の開催

12月の市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体の活動の充実等を目的に、安全管理団体の委員や保護者等を対象に、講演会や実践報告等を通じて地域ぐるみで子どもの安全を守るために取り組んでいきます。

##### ④あいさつ運動の実施

市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体や育友会・PTAと学校に通う子どもたちとの挨拶を強化する「あいさつ運動」を実施しています。地域における絆が弱まっている現状において、地域住民の顔の見える関係づくりとしても効果的と考えられるこの取組を継続して実施します。

⑤「こども110番のいえ」の設置の促進

子どもたちが不審者などからすぐに逃げ込める場所である「こども110番のいえ」に登録する家や事業所の点検・増設、活動要領マニュアルの配布など宇治警察署とともに「こども110番のいえ」の設置の促進を図ります。

⑥通学路の安全確保

小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを育友会・PTA、町内会、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。保護者や地域住民が効果的・効率的に子どもの見守り活動が行えるよう、地域の状況に応じた独自の地域安全マップの作成に関し、参考となる情報の提供を行います。また、町内会等が子どもの見守りのために設置する防犯カメラへの補助を行うとともに、学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラの設置について、教育委員会と連携して取り組みます。

**赤コース（平尾台）**

地域安全マップの一例  
(御蔵山小学校)

登校時の見守り活動の様子  
(大久保小学校)

#### 4 少年の非行・犯罪被害等の予防

##### (1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、減少傾向にあり、令和元年の宇治警察署管内における刑法犯少年の検挙人員は32人と過去最少となっていますが、窃盗犯や粗暴犯は依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童・生徒のうち、約9割が中学・高校生であることから、児童・生徒や保護者等に対しスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発やインターネットを正しく使いこなす能力の向上を図る取組等が必要です。

##### (2) 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体等と連携し、少年が被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

##### ①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

##### ②「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかけ、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。

##### 「フィルタリング」とは？

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのことです。

## 5 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

### (1) 現状と課題

京都府内における特殊詐欺被害については、平成29年をピークに減少傾向にあるものの、依然として発生している状況であり、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くを高齢者が占めており、関係機関等と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進する必要があります。

### (2) 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用促進や更に隅々まで浸透する広報啓発等、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

#### ①被害防止に有効な機器や最新の手口等の広報等の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能を備えた電話等の普及を図るほか、警察から提供される「地域安全ニュース」などに掲載されている最新の手口や流行している手口を市政だよりやホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けて広報するなど、タイムリーな情報発信に努めます。

#### 「防犯機能を備えた電話等」とは？

- ・電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ・迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能などを有した電話機又は電話機に接続する機器を言います。

### ②消費生活講座や防犯講演会等の開催

特殊詐欺被害に遭う確率が高い高齢者等に対して、防犯講演会などの機会を活用し最新の手口や特殊詐欺に対する有効な手段を学んでもらい、高齢者自身及びその家族等の防御力の涵養を図ります。併せて、近年、インターネット社会を反映した複雑で多様な相談が多く寄せられている中、引き続き、犯罪の未然防止の観点をもって、消費生活センターにおける消費生活市民講座や出前講座等を通じて市民への啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携の上、犯罪その他トラブルに巻き込まれやすい高齢者を見守る社会の構築を目指します。



出前講座の様子

### ③関係機関や事業者等との連携

本市では、宇治警察署員や防犯ボランティア、金融機関職員とともに金融機関窓口等で特殊詐欺被害防止のための広報啓発活動を実施しています。引き続き、宇治警察署や金融機関等と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

## 第3章 再犯防止施策の推進

### 1 基本目標

犯罪等をした人に対して、再犯防止施策を推進することが、安全で市民が安心して生活できるまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪等をした人が孤立することなく、地域住民の理解や協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を関係機関等と連携しながら推進します。

また、犯罪等をした人が刑務所等を出所した後、既存の福祉サービスをはじめとした各種制度等を把握できていないために支援が受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースもあることから、庁内での連携を密にし、既存の支援施策に適切につなげられる体制の構築などを進めます。

### 2 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

#### (1) 現状と課題

犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、刑事司法関係機関が中心となって再犯防止のための支援が行われてきました。本市では、宇治地区保護司会等と連携しながら、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の街頭啓発などにより、犯罪や非行の防止、犯罪等をした人の更生について理解を深める取組を実施してきました。しかし、犯罪等をした人にとっては、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえず孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。したがって、これまで以上に犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための取組を進める必要があります。

#### (2) 具体的施策

地域において、犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の活動紹介や保護司会への支援、犯罪等をした人への理解を深めるための講演会などを行い市民の関心と理解の醸成を図り、犯罪等をした人が罪を繰り返さず、再び社会を構成する一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

①保護司会等の活動への支援など

宇治地区保護司会への補助を引き続き行うほか、更生保護サポートセンターでの青少年相談などの活動の広報など、地域で活動している保護司の活動を支援します。

また、保護司等の高齢化などに対応するため、市職員等に対し保護司等の活動を紹介し、人材確保に協力します。

②職員研修や講演会の実施

犯罪等をした人が抱える様々な問題を理解し、適切な対応が取れる市職員等を育成するため、職員研修の機会を確保します。

併せて、犯罪等をした人を受け入れる地域住民に対しても犯罪等をした人の現状等を知ってもらい、理解を深めることができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら、講演会等を実施します。

③再犯防止啓発月間・「社会を明るくする運動」強調月間における広報等の実施

「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条に規定されている再犯防止啓発月間（7月）において、犯罪等をした人の再犯防止の重要性について市民の関心と理解を広く深めるため、広報啓発活動を実施します。

また、7月は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」の強調月間でもあります。

本市では、宇治地区保護司会等と連携し、市内のスーパーや駅での街頭啓発の実施や児童・生徒が更生保護について考えるきっかけとして、更生保護に関する標語や作文を募集しています。標語については、「社会を明るくする運動」標語表彰式を開催しており、こうした活動を引き続き実施することで、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。



街頭啓発の様子



標語表彰式の様子

### 3 非行少年等への支援

#### (1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少しているものの、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合は増加しており、令和元年は3割を超えるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、複数の要因が複雑に絡んでいるケースもあることから、関係機関が連携して立ち直りに向けた支援を行う必要があります。

#### (2) 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、教育委員会や宇治市青少年健全育成協議会、法務少年支援センター京都（かもがわ教育相談室）等の関係機関と連携・協力し、サポート体制の拡充や非行防止への取組を推進します。

#### ①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

#### 「法務少年支援センター」とは？

法務省が所管する「法務少年支援センター」では、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族等からの依頼に応じ、心理相談のほか、面接や心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演会等を行っています。少年だけでなく、成人の問題についても相談することができ、刑事司法関係機関をはじめ、保健医療・福祉関係機関等と連携した支援を行っています。

#### ②宇治・久御山児童生徒補導連絡会等の開催

学校、警察及び教育委員会との相互の連携を密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図ることで児童生徒の非行防止と健全育成に努めているほか、専門家を招いた「学校支援チーム」による会議を通じ、児童生徒のサポート体制の充実に努めます。

#### ③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

#### ④「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかけ、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。



住民大会の様子

## 4 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施

### (1) 現状と課題

平成29年法務省調査では、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であった人となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっています。

また、刑務所満期出所者のうち、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所する割合が、平成30年では4割を超えており、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることも明らかとなっています。

しかしながら、犯罪等をした人を受け入れる先が少ないことや求職活動を行う上で必要となる知識等を有していないために就職に結びつかない場合もあります。

一方で、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、平成29年で22.3%と全世代の中で最も高いことが明らかとなっています。

本市では、生活困窮者自立支援事業などにおいて、生活困窮者が抱えている課題の解決に向けて必要な支援の把握、提供などを行っていますが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しない又は本人がその制度等を把握していないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があります。

### (2) 具体的施策

犯罪等をした人を受け入れる協力雇用主の開拓や確保に努め、就労の定着を推進するとともに、生活困窮者等に対しては適切な福祉施策による支援を推進します。

#### ①総合評価競争入札における評価項目への追加

犯罪等をした人の就労を支援し、再犯を防止する観点から、総合評価競争入札において協力雇用主に関する評価項目を加えるなど、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主の開拓、その企業の社会的評価の向上を図ります。

#### ②「労政ニュース」への掲載

「労政ニュース」において、協力雇用主についてや協力雇用主への支援、コレワークの活用、犯罪等をした人を雇用することの意義について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に努めます。

③「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業の実施

経済的に困窮している人で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業として、就労準備支援事業の活用等により、自立に向けた支援を行います。

また、経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある人に対し、同法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

④住宅確保要配慮者への適切な住宅の供給

住居に困窮している保護観察対象者等に対し、居住支援協議会における取組等との連携により、適切な住宅の供給を図ります。

「コレワーク」とは？

受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的として、就労支援を専門的に行っている法務省の機関であり、収容中の人と事業主の「雇用のマッチング」を進めています。

全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズに適合する人が収容されている矯正施設の紹介や、採用手続に関する支援、刑務所等が実施している職業訓練見学会等の日程調整、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供しています。

## 5 更生に向けた支援に適切につなぐために

### (1) 現状と課題

犯罪等をした人が刑務所等から出所し、地域社会において生活を送る中で、既存の支援施策等を把握していないために、支援を受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースなどが見受けられます。本市での既存の支援施策の周知を行うとともに、既存の支援施策等へ適切につなげるために、刑事司法関係機関や保護司会等との連携が重要です。

### (2) 具体的施策

刑務所や少年院、保護観察所等の刑事司法関係機関、保護司会等の更生保護ボランティア等と連携し、犯罪等をした人が出所から地域社会で安定して生活できるまで、必要とする支援へとつなげられる体制づくりや支援施策の周知等に努めます。

#### ①本市で取り組んでいる支援施策に関する広報

本市では、犯歴の有無にかかわらず、生活困窮者に対して「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業を実施するなど、結果的に再犯防止につながる取組を実施しています。このような取組について、犯罪等をした人が把握できていないために、支援につながらないことも考えられることから、本市で実施している支援施策等を分かりやすく広報します。

#### ②刑事司法関係機関や保護司会等との連携体制の構築

刑事司法関係機関等には、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、必要な支援につなぐための調整が求められていることから、本市では、刑事司法関係機関等や保護司会等の関係機関等との連携体制を構築し、本市の支援施策へとつなげていきます。

## 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

### 1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう関係機関等と連携しながら取組を進めます。

### 2 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

#### (1) 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住居等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

#### (2) 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

##### ①相談窓口の運用

総務課に設置している相談窓口において、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、状況に応じてワンストップでの対応を行うほか、犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用など、犯罪被害等による心身の負担軽減に向けた支援について、関係機関と連携を図りながら行います。

##### ②犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。

##### ③府営住宅の特定目的による優先入居募集の広報の実施

居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居の募集について、ホームページで広報を行います。

### 3 個々の事情に応じた支援

#### (1) 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

#### (2) 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

##### ①家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、適切な支援窓口へつなげるなどきめ細やかな対応を行います。

##### ②潜在化しやすい被害者等への対応

子どもや障害者などは自ら声を上げることが困難であり、被害が潜在化する傾向にあることから、そのような人やその周囲の人が、適切に相談や支援を受けられるよう、庁内関係課との緊密な連携を図ります。

##### ③関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪被害者等が1日でも早く再び平穏な生活を営むことができるようになるには、様々な関係機関による総合的な支援が必要であることから、(公社)京都犯罪被害者支援センターや警察等との連携を強化します。

## 4 関係機関と連携した取組の実施

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられることが重要です。

### (2) 具体的施策

(公社)京都犯罪被害者支援センターと緊密に連携を図りながら、犯罪被害者等支援に関する取組を推進します。

#### ①(公社)京都犯罪被害者支援センターとの連携

(公社)京都犯罪被害者支援センターと犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結するとともに、同センターに対し財政的支援を行います。また、同センターとの連携のもと職員研修や講演会の開催、広報啓発活動などに取り組みます。

#### ②ホンデリングの実施

古本等の売却収益を(公社)全国被害者支援ネットワークの活動資金として寄付することができる「ホンデリング」の回収箱を設置するとともに、市民や事業者等に対して「ホンデリング」に係る広報を実施します。



市役所に設置している回収箱



集まった本など

#### 「ホンデリング」とは？

「本(ホン)で支援の輪(リング)が広がってほしい」という願いを込めて名付けられた活動です。寄贈された本の売却代金は寄付として、(公社)全国被害者支援ネットワークが行う犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てられます。

## 5 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。そのため、平穏な生活への配慮の重要性等について、市民の理解を深め、支援を広げるための広報啓発が継続的に実施されることが重要です。

### (2) 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する市民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の相談窓口や支援窓口の周知を進めます。

#### ①犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について市民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等を利用しFMうじでの放送や市政だよりへの掲載など効果的な広報啓発活動を実施します。

#### ②各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、各種相談窓口の周知を進めます。

## 第5章 計画の推進

### 1 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

#### (1) 安全・安心まちづくり推進会議による推進

防犯の推進を図るために、安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、地域の実情に応じた取組を推進し、その進捗状況の評価を適時実施します。

#### (2) 市・市民・事業者等との連携による推進

条例第1条に基づき、本市では市民や事業者等と連携して防犯に取り組んできました。引き続き、市民・事業者等と連携し取組を進めます。

#### (3) 高校や大学等との連携による推進

学生向けの防犯情報の発信や防犯に関する取組への参加などを通じて、学生の防犯意識の高揚を図るなど、本市内の高校や大学等と連携しながら効果的な取組を進めます。

#### (4) 本計画における指標

これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するうえで課題である担い手不足に対応するため、安全管理団体の登録者数の維持及び「ながら」防犯パトロールに取り組む団体の増加を図ります。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
安全管理団体登録者数	1,190人	1,200人
「ながら」防犯パトロールに取り組む安全管理団体数	—	22団体

通学路や地域における危険箇所を把握することで、効果的な子どもの見守り活動や地域の防犯環境の整備促進が期待できることから、地域の状況に応じた「地域安全マップ」の作成を推進します。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
「地域安全マップ」作成に取り組む安全管理団体数	6団体	22団体

## 2 再犯防止施策の推進

### (1) 本市による計画の推進

総務課にワンストップ窓口を設置し、庁内での連携を密にして、犯罪等をした人が必要とする既存の支援施策へとつなげられる体制の構築を進めます。

### (2) 刑事司法関係機関等との連携による推進

犯罪等をした人が出所する際に、本市での支援施策を把握し、活用することができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら取組を進めます。

### (3) 保護司等の更生保護ボランティアとの連携による推進

地域において犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の更生保護ボランティアと連携し、地域住民の関心と理解を深める取組を進めます。

### (4) 本計画における指標

これまで取り組んできた「社会を明るくする運動」の街頭啓発などに加え、犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための講演会等を開催し、市民の関心と理解の醸成を図ります。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
再犯防止に関する広報啓発のための講演会・研修会の参加者数	—	1,000人 (累計)
「社会を明るくする運動」への参加者数	8,258人 (令和元年度 実績)	8,500人

### 3 犯罪被害者等に対する支援の充実

#### (1) 本市による計画の推進

総務課にワンストップ窓口を設置しており、庁内での連携をさらに密にして具体的施策に取り組みます。

#### (2) 京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による推進

犯罪被害者等支援に関する情報を正確に把握し、適切な支援へとつなげるため、京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携しながら取組を進めます。

#### (3) 本計画における指標

(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による講演会等の開催を通じて、市民の犯罪被害者等への理解を深めます。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
犯罪被害者等支援に関する講演会等の参加者数	—	1,000人 (累計)

犯罪被害者等に対する市民の理解を深め、支援を広げるため、古本等の売却収益が犯罪被害者等を支援している(公社) 全国被害者支援ネットワークの活動資金に寄付される「ホンデリング」の回収箱の設置箇所を増設します。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
「ホンデリング」の回収箱の設置箇所数	1箇所	15箇所

# 資料編

1	相談窓口等一覧	30
2	宇治市内の交番管轄図	33
3	犯罪発生状況等	34
4	京都府内の再犯者数、再犯者率の推移	36
5	宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿	37
6	計画改定までの経過	37
7	関係法令等	38

## 1. 相談窓口等一覧

### ①第2章「防犯」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の防犯に関する総合的なことについて	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
「こども110番のいえ」について 特殊詐欺に関することについて	宇治警察署 生活安全課 (☎21-0110)	
消費生活（悪質商法等）に関する ことについて	宇治市消費生活センター (☎20-8796)	月～金（祝除く）の 9:00～12:00、 13:00～16:00
不登校、いじめ、学習、学校生活な どの親子の悩みについて	ふれあい教育相談 (☎39-9179)  読取り後、 メール送信	月～金（祝除く）の 13:00～17:00
学校や家庭教育、学校における活 動に関することについて	宇治市 学校教育課 (☎21-1879)	月～金（祝除く）の 9:00～17:00
いじめ、不登校、子どもの行動で 気になることについて	宇治市 教育支援課 (☎21-1890)	月～金（祝除く）の 9:00～17:00

## ②第3章「再犯防止」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の再犯防止に関する総合的なことについて	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
青少年相談	宇治地区更生保護サポートセンター (☎23-2335)	毎月第3火（祝日の場合は翌日）の13:00～16:00
生活困窮者自立支援事業について	宇治市 生活支援課 (☎20-8784)	月～金（祝除く）の 8:30～17:00
受刑者・少年院在院者の雇用について	法務省 コレワーク近畿 (☎0120-29-5089)  読み込むと、法務省ホームページ内のコレワークのページに移動します。	月～金（祝除く）の 10:00～17:00
非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係など	法務少年支援センター京都 (かもがわ教育相談室) (☎075-751-7115)	月～金（祝除く）の 9:00～12:15、 13:00～16:30

## ③第4章「犯罪被害者等支援」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の犯罪被害者等支援に関する問合せ	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
犯罪被害に関する相談	(公社) 京都犯罪被害者支援センター (☎0120-60-7830)	月～金（祝除く）の 13:00～18:00
	全国共通ナビダイヤル (☎0570-783-554)	7:30～22:00 (12月29日から 1月3日までを除く)

## ④宇治市内の警察署、交番

名称	所在地	電話番号
宇治警察署	宇治宇文字 2-12	21-0110
伊勢田交番	伊勢田町中山 26-5	44-2991
宇治駅前交番	宇治里尻 5-9	23-6370
大久保交番	広野町西裏 118	43-5115
小倉交番	小倉町老ノ木 30-5	21-2352
木幡交番	木幡南山畑 33-5	32-7046
西宇治交番	伊勢田町毛語 153-8	23-7572
東宇治交番（平安なでしこ交番）	五ヶ庄折坂 56-2	31-8219
槇島交番	槇島町二十四 56-8	22-5110
六地藏交番	六地藏奈良町 72-31、32	31-6255
広野交番（平安なでしこ交番）	広野町尖山 4-1197	43-0110

## 「平安なでしこ交番」とは？

性犯罪などの被害対応や女性、高齢者、子どもからの相談などに24時間対応する女性警察官がいる交番のことを言います。女性警察官が中心となって見守り活動や合同パトロールなど、地域の皆さんと力を合わせて地域の安全を守っています。

なお、「平安なでしこ交番」はこのマークが目印です。

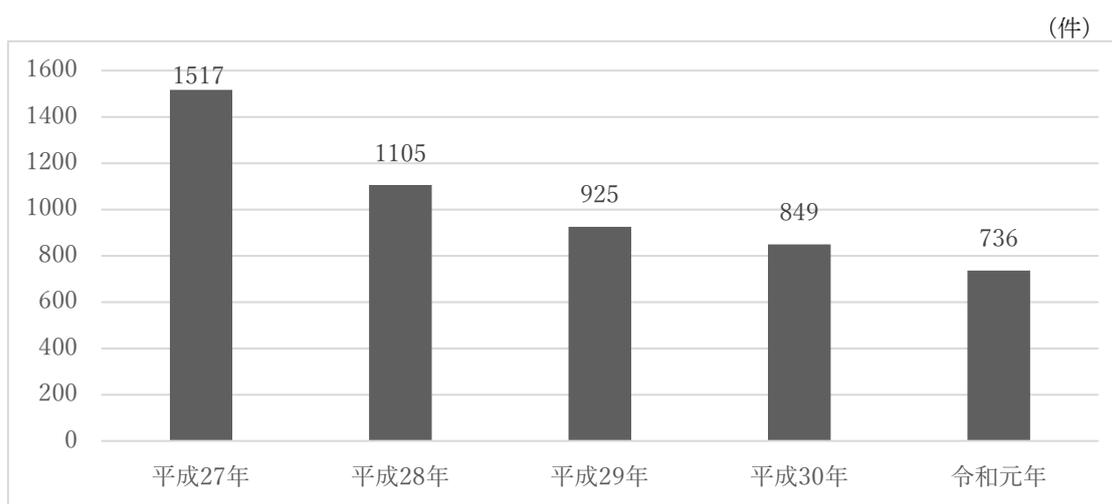




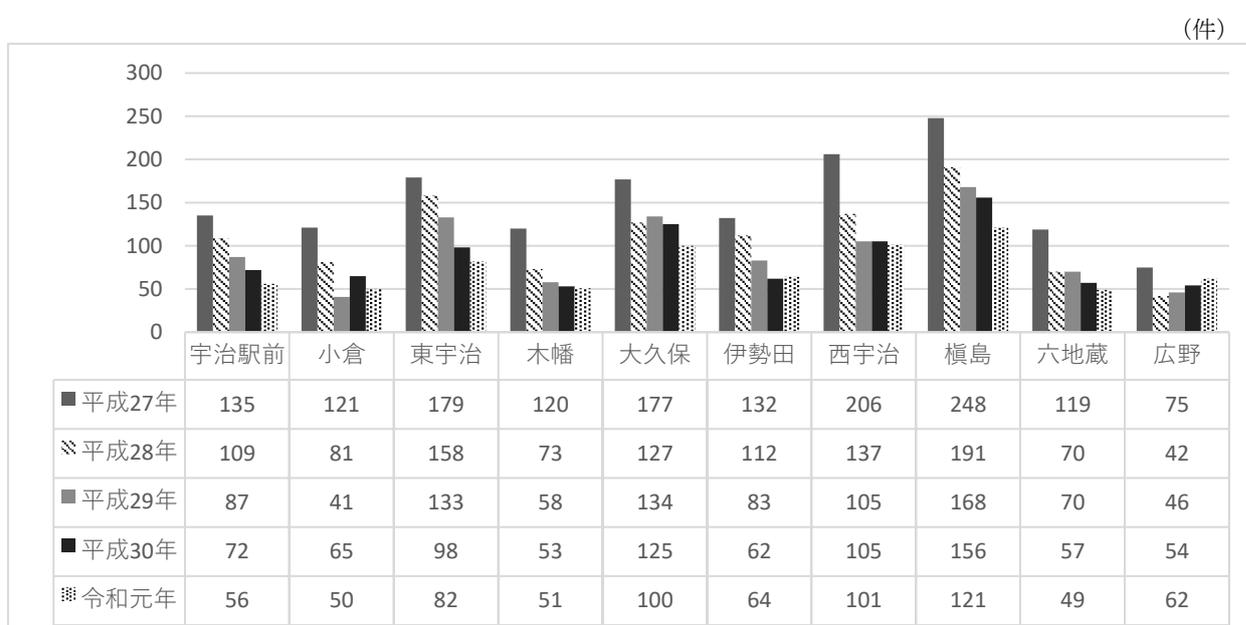
### 3. 犯罪発生状況等

— 京都府警察本部犯罪統計書より —

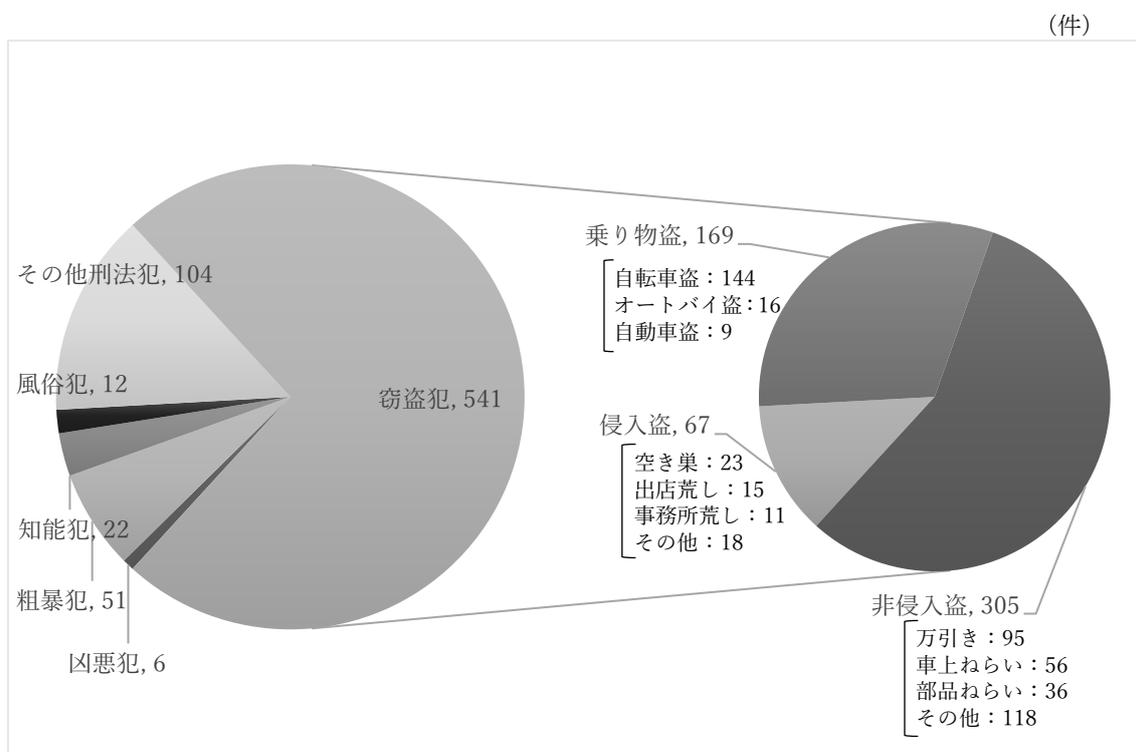
#### ① 宇治市内の刑法犯認知件数の推移



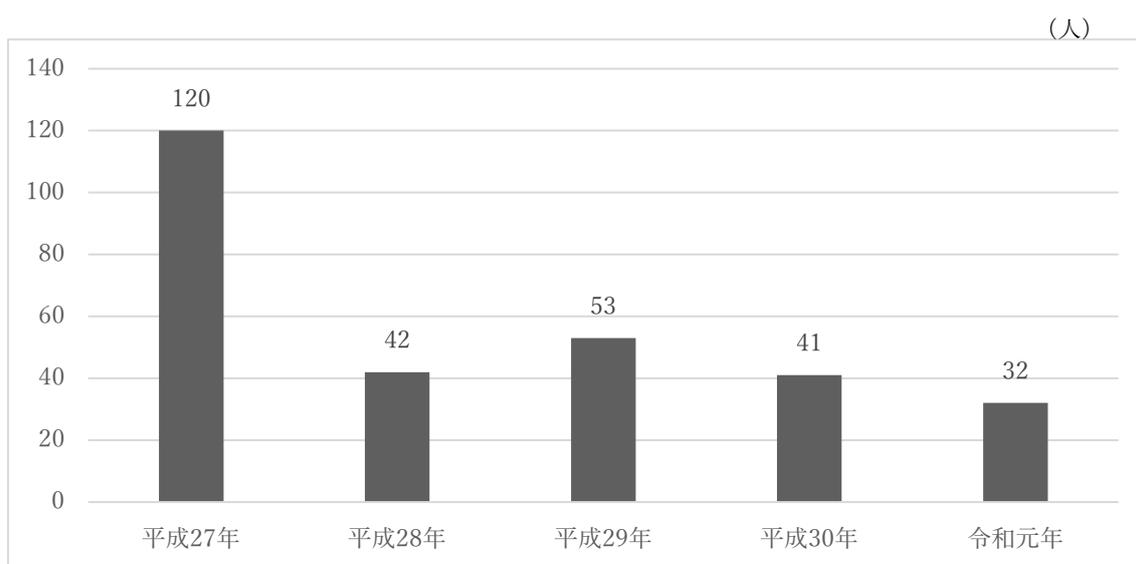
#### ② 宇治市内の交番別刑法犯認知件数の推移



## ③令和元年中における宇治市内の刑法犯認知件数（罪種別）



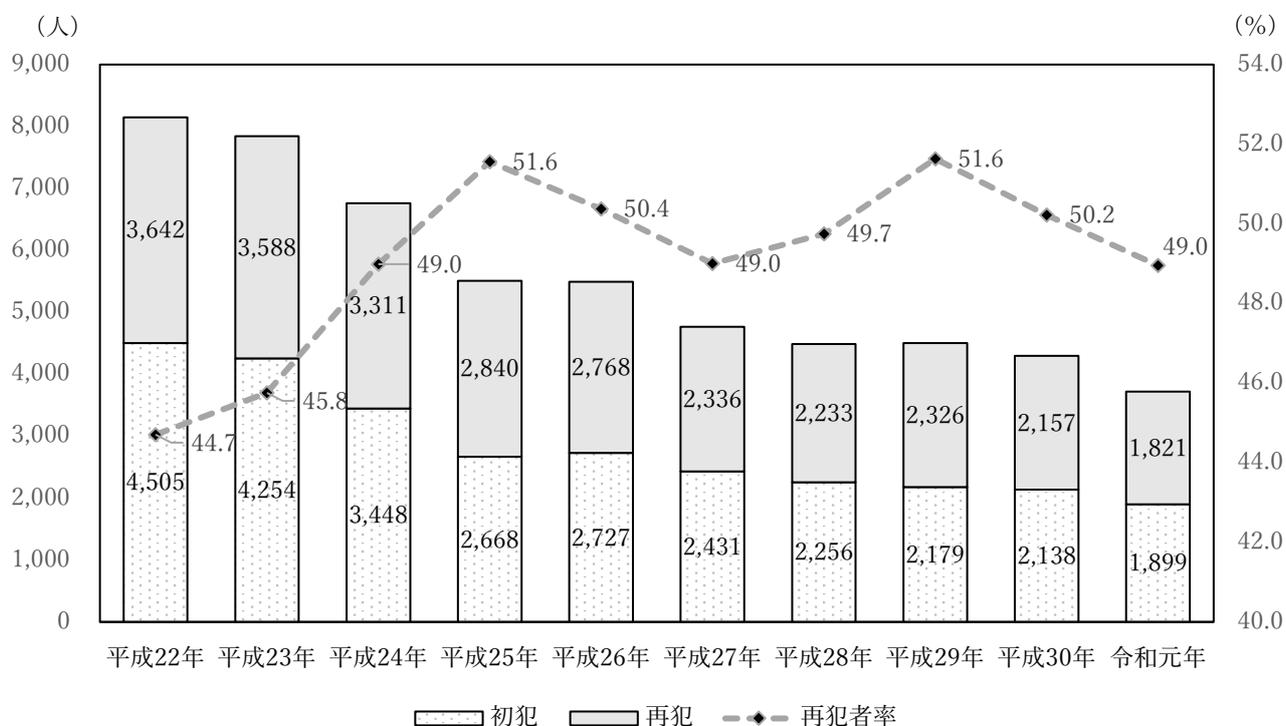
## ④宇治警察署管内の刑法犯検挙人員（少年）の推移



## 4. 京都府内の再犯者数、再犯者率の推移

— 京都府警察本部犯罪統計書より —

	刑法犯総数（人）			再犯者率（％）
	初犯（人）	再犯（人）		
平成22年	4,505	3,642	8,147	44.7
23年	4,254	3,588	7,842	45.8
24年	3,448	3,311	6,759	49.0
25年	2,668	2,840	5,508	51.6
26年	2,727	2,768	5,495	50.4
27年	2,431	2,336	4,767	49.0
28年	2,256	2,326	4,489	49.7
29年	2,179	2,326	4,505	51.6
30年	2,138	2,157	4,295	50.2
令和元年	1,899	1,821	3,720	49.0



## 5. 宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	委員長
各種団体等	植村 敏和	宇治市安全・安心まちづくり推進会議 代表	委員長代理
	岡田 甚一	宇治地区保護司会 会長	
	畷 繁行	宇治市青少年健全育成協議会 会長	
	薮 正永	宇治市少年補導委員会 会長	
	富名腰 由美子	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター 事務局長	
関係行政機関 の職員	海老瀬 正純	宇治市校長会 会長	
	中尾 敏文	宇治警察署 署長	
	井関 好之	京都府 府民環境部 安心・安全まちづくり推進課 参事	
	河本 朱美	京都保護観察所 統括保護観察官	
市職員	本城 洋一	宇治市 総務部長	
	星川 修	宇治市 福祉こども部長	
	伊賀 和彦	宇治市教育委員会 教育部長	

## 6. 計画改定までの経過

	開催日	開催場所	会議内容
第1回	令和2年7月30日	宇治市役所	情勢の整理、計画骨子の確認
第2回	8月28日	宇治市生涯学習センター	前計画の取組課題の整理等
第3回	9月17日	宇治市生涯学習センター	事務局案の提示
第4回	10月20日	宇治市生涯学習センター	計画初案の取りまとめ
第5回	令和3年2月	メール等にて実施	計画最終案の取りまとめ

## 7. 関係法令等

宇治市安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪の発生を未然に防止するため、市、市民及び事業者が協同して防犯に取り組み、防犯意識の高揚及び防犯の推進を図ることにより、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりに資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、広報、啓発、環境整備その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

3 市は、市民及び事業者が実施する自主的な防犯活動に対し、必要な支援、情報提供等を行うものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して自主的な防犯活動を実施するよう努めるとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、防犯のために必要な措置を講じ、その所有又は管理に係る土地、建物その他工作物を適正に管理するよう努めるとともに、第2条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯推進計画)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯の推進に関する計画（以下「防犯推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、防犯推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ次条に規定する防犯推進組織の意見を聴かなければならない。

(防犯推進組織の設置)

第6条 市長は、防犯の推進を図るため、防犯推進組織を置くものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第四百号)

## 目次

## 第一章 総則（第一条—第十条）

## 第二章 基本的施策

## 第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

## 第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

## （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。  
（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

改正 平成二六年六月二五日法律第七九号

同二七年九月一日同第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

## (基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

## 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
  - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 宇治市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る民間の団体その他の関係するものをいう。

## (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

## (市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

## (相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(住居の提供等)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、一時的な利用のための住居の提供等を行うことができる。

(教育活動の実施)

第9条 市は、学校等において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について児童等の理解を深めるため、道徳教育その他の教育活動を実施するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等及び犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 宇治市第4次防犯推進計画

令和3年3月

発行：宇治市 総務部 総務課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話 0774-20-8700

FAX 0774-20-8778

E-mail [soumuka@city.uji.kyoto.jp](mailto:soumuka@city.uji.kyoto.jp)